防犯カメラなどの **令和８年度**

防犯機器購入費用を補助します！

1.申請対象者

千代田区に居住し、住民登録がある方

※令和7年度の申請者は対象外です。

※申請は1世帯1回限りです。

※一軒家・共同住宅（賃貸も含む）問わず申請できます。

2. 補助金額

補助率 1/2、補助上限額（**1万円まで**）補助します。

※千円未満は切り捨てです。

※ポイント利用分でお支払いいただいた場合は、
補助対象から除外です。

3. 申請期間・申請方法

【申請期間】令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

【申請方法】

（1）区ポータルサイト

（2）郵送

（3）窓口　※千代田区役所　5階　安全生活課
（平日：8：30～17：00）

【ホームページ】　【ポータルサイト申請】

4. 対象品目

防犯カメラ		カメラ付インターホン	
ダミーカメラ		人感センサー	
防犯フィルム		補助錠	
防犯性能の高い鍵		※その他製品は、購入前にご相談ください。	

●補助対象経費は、「購入費用」・「設置費用」の合計金額（税込）です。

●「設置費用」は、専門業者が施行した場合に限ります。

※詳しくは、区ホームページ・「よくある質問」をご覧ください。

5. 必要書類

(1)区指定の書類
①申請書兼請求書(第1号様式)、②誓約事項及び添付書類確認書(第2号様式)

(2)本人確認書類の写し
※氏名、住所、生年月日が記載された公的機関が発行したもの(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、在留カード等)

(3)領収書の写し ※レシート不可
※①宛名(フルネーム)、②購入日または施工日、③領収金額、④品目、⑤販売店の名称、⑥販売店等の住所、以上6項目が記載されていること。
※原本を提出された場合は、返却できません。

(4)商品カタログ、パンフレット等の写し(防犯機器の内容が確認できるもの)

(5)振込口座情報の確認書類(通帳、キャッシュカード等)の写し

(6)施工後又は設置後の写真

(7)同意書(賃貸物件又は共同住宅の場合は、管理者・所有者の同意を得てください。)

(8)委任状(代理人が申請する場合)

6. 注意事項

(1)一軒家・共同住宅(賃貸も含む)ともに専有部分に設置した機器が対象です。

(2)共同住宅の共用部分は、対象外です。
ただし、専用使用権の付いた共用部分(玄関ドア、バルコニー等)は対象ですので、管理規約をご確認ください。

(3)インターネットで購入した場合も対象になりますが、申請者宛ての領収書の写しをご用意ください。

(4)防犯カメラの撮影範囲は、申請者の権限が及ぶ範囲内に限ります。
やむを得ず申請者の権限が及ばない範囲が入る場合は、管理者の同意を事前に受けてください。

7. 担当窓口

【受付・問い合わせ先】
〒102−8688
千代田区九段南1−2−1 千代田区役所
地域振興部 安全生活課
電話(直通):03−5211−4251~2
メール :anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp

この機会に、防犯機器を揃えましょう!